

相続を原因とした移転登録(名義変更)必要書類チェックリスト

- 遺産分割協議書（相続人全員の実印を押印）
または
遺産分割協議成立申立書（新所有者の実印を押印。査定額 100 万円以下に限る。査定書の添付必要）相続人が一人の場合は不要
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- 相続人全員の戸籍謄本
- 車検証（有効期限のあるもの）
- 新所有者の委任状（自動車の相続人が複数で共有の場合は全員分、実印を押印）
- 新所有者の印鑑証明（発行から 3 ヶ月以内のもの、自動車の相続人が複数で共有の場合は全員分）
- 新使用者の委任状（新所有者と同一の場合は不要、申請書に新使用者の記名があれば省略可）
- 新使用者の住民票、印鑑証明等の住所証明（発行から 3 ヶ月以内、写し可）（新所有者と同一の場合は不要）
- 車庫証明書（発行日から 1 ヶ月以内のもの）（必要に応じて）
- 公共料金の領収書などの使用の本拠の位置の所在証明（車庫証明が不要な地域で使用者住所と異なる場合）
- 申請書（第 1 号様式）
- 手数料納付書
- 自動車税申告書
- 希望番号予約済証（希望番号ありの場合）
- ナンバープレート（管轄が変わる場合等）

～行政書士用～

- 確約書（必要に応じて）
- 封印受領書 2 通（必要に応じて）
- 出張封印確認書 2 通（ナンバー後返しの場合）

費用

- 移転登録手数料 印紙代 500 円
- ナンバープレート代
- 自動車税環境性能割（非課税）

行政書士野村隆一事務所 TEL0289-74-5327